

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービス、その他技術的サービス(建設工事を含む))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
なお、本案件は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける事業である。

令和2年10月22日
広島市長 松井 一實

1 事業概要

(1) 事業名

サッカースタジアム等整備事業

(2) 事業場所

中区基町

(3) 事業内容

- ① サッカースタジアム新築工事の設計業務(基本設計、実施設計)、工事及び工事監理業務
- ② ペDESTリアンデッキ新設工事の設計業務(基本設計、実施設計)、工事及び工事監理業務
- ③ 広場整備工事の設計業務(基本設計、実施設計)、工事及び工事監理業務

(4) 事業期間

契約締結日から令和6年7月31日まで

ただし、サッカースタジアム新築及びペDESTリアンデッキ新設に係る部分の完成期限は、令和6年3月末とする。

(5) 事業方式

本事業は、技術提案と提案価格による総合的な評価に基づき選定された優先交渉権者と、価格等の交渉を行い、設計、施工及び工事監理の契約を締結する事業である。

(6) その他

本事業の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 提案参加者の参加資格要件等

(1) 公募型プロポーザルの構成等

- ① 本公募型プロポーザルには、以下に示す要件をすべて満たしている2者以上の構成員により任意かつ自主的に結成された共同企業体(以下「提案参加JV」という。)が参加可能である。
- ② 提案参加JVの代表企業は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出時に代表者欄に企業名を明記し、必ず代表企業が手続を行うとともに、本市との対応窓口となること。また、代表企業は、優先交渉権者となった場合の契約協議等、本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務すべてについて責任を負うものとする。なお、構成員が負担する責任の詳細については、共同企業体協定書(様式11)を参照すること。
- ③ 代表企業は、工事施工にあたる者(以下「施工企業」という。)とし、施工企業が2者以上の場合にあつては、サッカースタジアム新築工事を担当する施工企業のうち出資比率が構成員中最も高い者とする。
- ④ 提案参加JVのうち、サッカースタジアム新築工事の施工企業にあつては、構成

員数は1以上3以下とし、ペDESTリアンデッキ新設工事の施工企業にあっては、構成員の数は1以上2以下とする。

- ⑤ 提案参加JVのうち、設計企業及び工事監理企業の構成員の数は任意とする。
⑥ 提案参加JVの構成員が2者以上となる場合の構成員の出資比率は次の要件を満たしていること。

- ・ 代表企業の出資割合は、50%を上回るものとする。
- ・ 施工企業の構成員の出資割合は、次のとおりとする。

ア サッカースタジアム新築工事の施工企業

- (ア) 施工企業の構成員が1者の場合は、提案参加JVの見積金額総額に対するサッカースタジアム新築工事の工事費の割合の50%以上とする。
(イ) 施工企業の構成員が2者の場合は、1者につき提案参加JVの見積金額総額に対するサッカースタジアム新築工事の工事費の割合の30%以上とする。
(ウ) 施工企業の構成員が3者の場合は、1者につき提案参加JVの見積金額総額に対するサッカースタジアム新築工事の工事費の割合の1者につき20%以上とする。

イ ペDESTリアンデッキ新設工事の施工企業

- (ア) 施工企業の構成員が1者の場合は、提案参加JVの見積金額総額に対するペDESTリアンデッキ新設工事の工事費の割合の50%以上とする。
(イ) 施工企業の構成員が2者の場合は、1者につき提案参加JVの見積金額総額に対するペDESTリアンデッキ新設工事の工事費の割合の30%以上とする。

- ・ 設計企業及び工事監理企業については、最低出資割合は設けない。

- ⑦ 2(4)に示す配置予定技術者は、提案参加JVに所属する者であること。ただし、提案参加JVが、2(4)に示す配置予定技術者以外の担当者を配置する場合には、この限りではない。

(2) 提案参加JVの全構成員に共通する参加要件

提案参加JVの全構成員は、①又は②並びに③～⑬の全ての要件を満たすこと。

- ① ア 広島市建設工事競争入札取扱要綱(平成8年7月1日施行。以下「工事取扱要綱」という。)第11条第1項(第3号から第5号までに係る部分に限る。)又は第2項若しくは第3項若しくは第11条の3第1項(いずれも工事取扱要綱第11条第1項(第3号から第5号までに係る部分に限る。)の規定に相当する規定に限る。)の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定(これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。)により、競争入札参加資格その他これに類する資格を取り消された者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

イ 工事取扱要綱第11条の4第1項又は第2項(いずれも工事取扱要綱第11条第1項(第3号から第5号までに係る部分に限る。)の規定に相当する規定に限る。)の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定(これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。)により、広島市又は広島市水道局が発注する建設工事に係る競争入札に参加することができないとされた者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

ウ 次に示す工事取扱要綱第28条第3号イからオまで及び第5号アの規定のいずれにも該当していない者であること

- ・ 法令等に抵触するおそれのある者であつて、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると

- 認められる者(3号イ)。
- ・ 企業実態調査実施要領(平成11年4月1日施行)に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不相当であると認められる者(3号ウ)
 - ・ 参加資格確認日の前1か月以内に、正当な理由がなく一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある一般競争入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者(3号エ)
 - ・ 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者(3号オ)
 - ・ 本体事業のうち担当する工事に対応する工種の工事について、広島市請負工事成績評定要領(昭和50年4月1日施行)に基づく平成31年・令和元年完成工事平均成績(グループ経審又は持株会社化経審を受けた企業集団に属する有資格業者が複数である場合はそれらの有資格業者の平均値とする。)が60点未満である者(5号ア)
- ② ア 広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱(平成18年6月1日施行。以下「業務取扱要綱」という。)第11条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)又は業務取扱要綱第11条の2第1項(業務取扱要綱第11条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。))の規定に相当する規定に限る。)の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定(これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。)により、広島市又は広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格その他これに類する資格を取り消された者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。
- イ 業務取扱要綱第11条の3第1項又は第2項(いずれも業務取扱要綱第11条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。))の規定に相当する規定に限る。)の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定(これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。)により、広島市又は広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札に参加することができないとされた者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。
- ウ 次に示す業務取扱要綱第28条第2号イからオまでの規定のいずれにも該当していない者であること。
- ・ 法令等に抵触するおそれのある者であつて、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者(2号イ)
 - ・ 企業実態調査実施要領(平成11年4月1日施行)に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不相当であると認められる者(2号ウ)
 - ・ 参加資格確認日の前1か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者及び正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者(2号エ)
 - ・ 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者(2号オ)
- ③ 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。
- ④ 本事業の公示の日現在から優先交渉権者の選定までの間において、営業停止処

分又は本市の指名停止措置を受けていないこと。

- ⑤ 本事業に係る「中央公園サッカースタジアム（仮称）整備等に係る事業者の募集・選定支援業務」の受託者（榊山下PMC）又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある者でないこと。また、提案参加JVの構成員のうち工事監理業務を実施する者は、施工企業でない者又は施工企業と資本的関係若しくは人的関係がある者でないこと。「資本的関係若しくは人的関係がある者」とは、次に該当する者をいう。以下同じ。

ア 資本的関係

（ア） 親会社等と子会社等

（イ） 親会社等が同一である子会社等

イ 人的関係

（ア） 代表権を有する者が同一である会社等

（イ） 役員等に兼任がある会社等

（ウ） 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等

ウ 資本的関係と人的関係の複合的關係

上記ア及びイが複合して該当する会社等

エ その他（上記ア、イ又はウと同視しうる関係があると認められる次の場合）

（ア） 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等

（イ） 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社等

（ウ） 組合とその構成員

（エ） 共同企業体又は設計共同体とその構成員

（オ） その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等

※ 「親会社等」とは、会社法第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。

※ 「子会社等」とは、会社法第2条第3号の2の規定による親会社等をいう。

※ 「役員等」とは、次の者をいう。

・ 株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役を除く。）

・ 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員

・ 組合の理事又はこれらに準ずる者

・ 民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

・ 指名委員会等設置会社における執行役

※ 取締役には非常勤を含む。

※ 監査役、会計参与、執行役員は該当しない。

※ 「夫婦」は法律上の者に限る。

※ 「親子」は、民法上の規定による実子のほか、普通養子及び特別養子の関係にあるものをいう。

※ 「兄弟姉妹」は、血族関係にあるものをいい、姻族関係にあるもの（配偶者の兄弟姉妹）は含まない。

- ⑥ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- ⑦ 施工企業にあっては、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できる者であること（ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。）。

- ⑧ 提案参加JVの構成員又は構成員と資本的関係若しくは人的関係がある者のい

ずれかが、他の提案参加 JV の構成員として参加していないこと。

- ⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、本市発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑩ 経営状況が健全であること。なお、「健全であること」とは、手形又は小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分及び銀行若しくは主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。
- ⑪ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- ⑫ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条のいずれにも該当しない者であること。
- ⑬ 広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、次のいずれかに該当すると認められた後 3 年（広島市長又は広島市水道事業管理者が 3 年の範囲内で別に期間を定めた場合にあつては、その期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ この号（このキを除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 提案参加 JV 構成員の資格

設計、施工及び工事監理の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとするが、工事監理業務を実施する者は、本事業の施工業務を実施する者ではないこと又は本事業の施工業務を実施する者と資本的関係若しくは人的関係がない者であること。

また、現時点において建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者又は広島市建設工事競争入札参加資格者に登録されていない企業の登録手続き方法については、「付参加資格審査申請」による。

1) 設計企業の資格

設計企業は、次に掲げる①・②の要件を満たすこと。また③・④の要件は、提案参加 JV において設計業務を担ういずれかの企業が満たすこと。

- ① 平成 31・令和 2 年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として次に掲げる全ての登録種目に登録されていること。2 者以上の場合は、設計企業の構成員全体で次に掲げる全ての登録種目に登録されていることとし、各構成員は担当する設計業務の登録種目に登録されていること。ただし、施工企業が設計業務を行う場合における当該設計業務に係る登録種目にあつては、この限りではない。
 - ア 建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」
 - イ 土木関係建設コンサルタント業務の登録種目「鋼構造及びコンクリート」及び「道路」
- なお、参加表明書兼参加資格確認申請書提出時に当該種目に関して平成 31・令

和2年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者でない者（設計業務を行う施工企業を除く。）は、参加資格審査を行い、競争入札参加資格者と同等の資格を有していると認められる場合は、平成31・令和2年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として当該登録種目に登録されていることとみなす。ただし、この参加資格審査申請は、この事業に対してのみ有効とする（「付 参加資格審査申請」により、参加資格審査申請を行うこと。）。

② サッカースタジアム新築工事の設計企業にあつては、建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

③ 平成17年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した、次に掲げる業務の実績を、いずれかの企業が有すること。ただし、設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。

ア 延べ面積が10,000㎡以上の観覧施設を有する球技場（サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール、フィールドホッケー、野球などの屋外競技に使用されるものとする。以下同じ。）又は陸上競技場の新築、増築、改築又は大規模改修（増築、改築及び大規模改修の場合は、工事対象範囲の延べ面積が10,000㎡以上とする。）に係る建築工事（鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。）の実施設設計業務

イ 橋長が25m以上の橋梁（鋼橋）詳細設計業務

④ 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、（4）配置予定技術者の資格に示す要件を満たす管理技術者を本事業期間を通して配置でき、また、本事業の設計期間中（全ての実施設設計図書の確認が完了するまで）は専任で配置できること。

2) 施工企業の資格

施工企業は、次に掲げる①～⑦の資格要件を満たすこと。

① 構成員は5者まで（サッカースタジアム新築工事の施工企業は3者までとし、ペDESTリアンデッキ新設工事の施工企業は2者までとする。）とし、それぞれ平成31・令和2年度広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されていること。

なお、参加表明書兼参加資格確認申請書提出時に平成31・令和2年度広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されていない者については、参加資格審査を行い、競争入札参加資格者と同等の資格を有していると認められる場合は、平成31・令和2年度広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されていることとみなす。ただし、この参加資格審査申請は、この事業に対してのみ有効とする（「付 参加資格審査申請」により、参加資格審査申請を行うこと。）。

② 施工企業が1者の場合は次に掲げる全ての工種に認定されていること。2者以上の場合は、施工企業の構成員全体で次に掲げる全ての工種に認定されていることとし、代表企業は必ずアの工種に、それ以外の構成員は担当する工事に係る工種に認定されていること。

ア 建築一式工事、イ 鋼構造物工事、ウ 土木一式工事

なお、参加表明書兼参加資格確認申請書提出時に平成31・令和2年度広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されていない者にあつては、上記アからウのそれぞれの工種に対応する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可（同条第3項の規定による建設業の許可の更新を含む。以下同じ。）を受け、かつ、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日の1年7か月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の23第1項の規定により、建設業者の経営に関し、統一的に一定の基準に従って行われる審査をいう。以下同じ。）（経営事項審査申請日の直前の事業年度の終了日を審査基準日とするものに限る。）を受け、当該経営事項審査（参加表

明書兼参加資格確認申請書の提出日の1年7か月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査を2回以上受けている場合にあつては、参加表明書兼参加資格確認申請書提出の日直近において受けた経営事項審査)に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書に年間平均完成工事高及び総合評価値の記載がある場合は、その工種に認定されているものとみなす。

また、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を受けている者にあつては、次のaからdまでに掲げる日を審査基準日とする経営事項審査に限る。

- a 会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者にあつては、更生手続開始の決定の日以後の事業年度の終了日
- b 会社更生法に基づく更正計画認可の決定を受けた者にあつては、更生計画認可の決定の日以後の事業年度の終了日
- c 民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者にあつては、再生手続開始の決定の日以後の日
- d 民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けた者にあつては、再生計画認可の決定の日の直前の事業年度の終了日又は再生計画認可の決定の日以後の日

- ③ 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において、1年7か月以内の日を審査基準日とする建設業法第27条の27及び第27条の29の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の総合評価値が次のとおりのものであること。

ア サッカースタジアム新築工事の施工企業にあつては、建築一式工事において、1,200点以上の者であること。ただし、代表企業以外の構成員にあつては、900点以上の者であること。

イ ペDESTリアンデッキ新設工事の施工企業にあつては、鋼構造物工事において、1,200点以上の者であること。ただし、ペDESTリアンデッキ代表企業以外の構成員にあつては、900点以上の者であること。

- ④ 平成17年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20%以上のものに限る。なお、ア、イはいずれも満たすこととし、別工事でもよい。

ア サッカースタジアム新築工事の施工企業(1者、2者又は3者とする。)

- a 1者の場合
 - ・ 延べ面積が15,000㎡以上の観覧施設を有する球技場又は陸上競技場の新築、増築、改築又は大規模改修(増築、改築及び大規模改修の場合は、工事対象範囲の延べ面積が15,000㎡以上とする。)工事(鉄骨造り(軽量鉄骨造りを除く。)、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。)
- b 2者以上の場合
 - a) 提案参加JVの代表企業
 - ・ 延べ面積が10,000㎡以上の観覧施設を有する球技場又は陸上競技場の新築、増築、改築又は大規模改修(増築、改築及び大規模改修の場合は、工事対象範囲の延べ面積が10,000㎡以上とする。)工事(鉄骨造り(軽量鉄骨造りを除く。)、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。)
 - b) 代表企業以外の構成員
 - ・ 延べ面積が5,000㎡以上の建物新築工事又は増築工事(鉄骨造り(軽量鉄骨造りを除く。)、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。)

りに限る。)

イ ペDESTリアンデッキ新設工事の施工企業（1者又は2者とする。）

a 1者の場合

- ・ 橋長が40m以上の橋梁上部工（鋼橋）を製作（自社製作に限定しない。）し、架設したことを有する工事

b 2者の場合

a) ペDESTリアンデッキ代表企業

- ・ 橋長が25m以上の橋梁上部工（鋼橋）を製作（自社製作に限定しない。）し、架設したことを有する工事

b) ペDESTリアンデッキ代表企業以外の者

- ・ 橋長が15m以上の橋梁上部工（鋼橋）を製作（自社製作に限定しない。）し、架設したことを有する工事

⑤ 技術者は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において、参加企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日以前3か月以上の雇用期間が必要）がある者を専任で配置できること（本事業における工事（ペDESTリアンデッキ新設工事を分担施工で実施する場合の、監理技術者（土木）にあつては、ペDESTリアンデッキ新設工事）の施工に着手するまでの期間（本事業における工事の現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事などが開始されるまでの間）はこの限りではない。）。

なお、監理技術者（建築）は、代表企業に属する者であること。また、施工企業が2者以上で、ペDESTリアンデッキ新設工事を分担施工で実施する場合には、監理技術者（土木）は、ペDESTリアンデッキ代表企業に属する者であること。

⑥ 現場代理人は、当該工事現場に常駐させることができる者とし、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日以前に代表企業と直接的かつ恒常的な雇用関係があるものを配置できること。なお、現場代理人と技術者は、兼ねることができる。

⑦ 全ての施工企業の構成員が、本体工事に対応する建築工事業、鋼構造物工事業又は土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を配置できること。ただし、技術者は、建設業法第26条第1項から第4項までに規定するものとする。なお、監理技術者を配置するときは、代表企業及びペDESTリアンデッキ代表企業はそれぞれの工事で必ず監理技術者を配置できること。

3) 工事監理企業の資格

工事監理企業は、次に掲げる①・②の要件を満たすこと。また③・④の要件は、提案参加JVにおいて工事監理業務を担ういずれかの企業が満たすこと。

① 平成31・令和2年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として次に掲げる全ての登録種目に登録されていること。2者以上の場合は、工事監理企業の構成員全体として次に掲げる全ての登録種目に登録されていることとし、各構成員は担当する工事監理業務に係る登録種目に登録されていること。

ア 建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」

イ 土木関係建設コンサルタント業務の登録種目「鋼構造及びコンクリート」及び「道路」

なお、参加表明書兼参加資格確認申請書提出時に平成31・令和2年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者でない者は、参加資格審査を行い、競争入札参加資格者と同等の資格を有していると認められる場合は、平成31・令和2年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として当該登録種目に登録されていることとみなす。ただし、この参加資格審査申請は、この事業に対してのみ有効とする（「付 参加資格審査申請」により、参加資格審査申請を行うこと。）。

② サッカースタジアム新築工事の工事監理企業にあつては、建築士法第23条第1

項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること

- ③ 平成 17 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡し完了した、次に掲げる業務の実績をいずれかの企業が有すること。ただし、設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。

ア 延べ面積が 5,000 m²以上の建物新築工事又は増築工事（鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。）の工事監理業務

イ 橋長が 15m以上の橋梁上部工（鋼橋）の工事監理業務又は橋梁（鋼橋）詳細設計業務

- ④ 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日から起算して過去 3 か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係があり、「(4) 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす管理技術者を、本事業における工事の期間中に専任で配置できること。

(4) 配置予定技術者の資格

配置予定技術者は、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、特記無き限り、複数業務の兼任は認めない。ただし、工事監理業務の担当技術者については、設計業務の管理技術者、担当技術者との兼任を認めるが、施工企業に属する者が、工事監理業務を行うことは認めない。

1) 統括責任者の資格

統括責任者には、事業全体の進捗管理や、設計業務、工事監理業務及び施工業務の取りまとめを行うこと。また、受注者の窓口として統括責任者は、より良い施設の具現化に向け、技術提案やコスト管理などについて取りまとめを行うことが求められる。

統括責任者は、次に掲げる①の要件を満たすこと。

- ① 提案参加 JV の代表企業に所属する者であること。

2) 管理技術者（基本設計・実施設計）の資格

管理技術者は、次に掲げる①②の要件を満たすこと。なお、管理技術者は、施工企業の監理技術者及び現場代理人並びに管理技術者（工事監理）を兼ねることはできないが、担当技術者を兼ねることができる。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士の資格を有するものを配置できること。

- ② 「(3) 提案参加 JV 構成員の資格」の「1) 設計企業の資格」の③のアに掲げる業務と同じ業務経験を有していること（ただし、業務完了年月日の数値は求めない。）。

3) 照査技術者の資格

照査技術者は、次に掲げる①の資格要件を満たすこと。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士の資格を有するものを配置できること。

4) 設計業務及び工事監理業務の担当技術者（建築（意匠））の資格

設計業務及び工事監理業務の担当技術者（建築（意匠））は、次に掲げる①の要件を満たすこと。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士の資格を有するものを配置できること。

5) 設計業務及び工事監理業務の担当技術者（建築（構造））の資格

設計業務及び工事監理業務の担当技術者（建築（構造））は、次に掲げる①の要件を満たすこと。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士又は建築士法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく構造設計一級建築士の資格を有するものを配置できること。

- 6) 設計業務及び工事監理業務の担当技術者（電気設備・機械設備）の資格
設計業務及び工事監理業務の担当技術者（電気設備・機械設備）は、次に掲げる①の要件を満たすこと。
- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士又は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づく設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第 17 条の 18 の規定に基づく建築設備士の資格を有するものを配置できること。
- 7) 設計業務及び工事監理業務の担当技術者（土木）の資格
設計業務の担当技術者（土木）は次に掲げる①の要件を、工事監理業務の担当技術者（土木）は、次に掲げる①又は②の要件をそれぞれ満たすこと。
- ① 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条第 1 項の規定に基づく技術士（建設部門のうち鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有するものを配置できること。
 - ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条に基づく一級土木施工管理技士の資格を有するものを配置できること。
- 8) 管理技術者（工事監理業務）の資格
管理技術者（工事監理業務）は、次に掲げる①の要件を満たすこと。
- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士の資格を有するものを配置できること。
- 9) 監理技術者（建築）の資格
サッカースタジアム新築工事を担う施工企業の監理技術者（建築）は、それぞれ次に掲げる①～③の要件を満たすこと。なお、監理技術者は、現場代理人を兼任することができる。
- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士又は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条に基づく一級建築施工管理技士の資格を有するものを配置できること。
 - ② 過去、以下の業務に従事した実績
「(3) 提案参加 JV 構成員の資格」の「2) 施工企業の資格」の④のアに掲げる工事と同じ施工経験を有していること（ただし、工事完了年月日の数値は求めない。）。
 - ③ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。
- 10) 監理技術者（土木）又は施工担当者（土木）の資格
ペDESTリアンデッキ新設工事を担う施工企業の監理技術者は、それぞれ次に掲げる①～③の要件を満たすこと。ただし、提案参加 JV の施工企業が 1 者となる場合は、監理技術者（土木）に代えて、次に掲げる①～③の要件を満たす施工担当者（土木）を配置すること。
- ① 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条第 1 項の規定に基づく技術士（建設部門のうち鋼構造及びコンクリート部門）又は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条に基づく一級土木施工管理技士の資格を有するものを配置できること。
 - ② 過去、以下の業務に従事した実績
「(3) 提案参加 JV 構成員の資格」の「2) 施工企業の資格」の④のイに掲げる工事と同じ施工経験を有していること（ただし、工事完了年月日、規模等の数値は求めない。）。
 - ③ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。
- 11) 現場代理人
現場代理人は、「(3) 提案参加 JV 構成員の資格」の「2) 施工企業の資格」の⑥の規定による。
- 12) 施工担当者（電気設備）と施工担当者（機械設備）の配置体制
施工担当者（電気設備）と施工担当者（機械設備）については、兼任を認める。

- 3 優先交渉権者を選定するための評価項目
募集要項、審査基準書等に記載する評価基準により行った評価結果に基づき、優先交渉権者を選定する。
- 4 手続等
主な手続等については、次のとおりとする。なお、手続等に係る詳細については、募集要項に従って実施すること。
 - (1) 担当部局
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市都市整備局 スタジアム建設部
Tel 082-504-2862 Fax082-504-2865
Eメール stadium@city.hiroshima.lg.jp
 - (2) 募集要項等の閲覧及び交付
 - 1) 期間
告示の日から令和3年2月16日(火)までの日(広島市の休日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する本市の休日をいう。以下同じ。)を除く)の午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで(1)に同じ。
 - 2) 場所
(1)に同じ。
 - 3) 方法
本市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/life/3/30/306/>) よりダウンロードすることができる。
 - (3) 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出
 - 1) 提出期間
令和2年11月16日(月)から令和2年11月18日(水)までの午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで。
 - 2) 提出場所
(1)に同じ。
 - 3) 提出方法
申請書等は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。
 - (4) 技術提案書、提案時参考見積書及びVE提案書の提出
 - 1) 提出期間
令和3年2月15日(月)、令和3年2月16日(火)の午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで。
 - 2) 提出場所
(1)に同じ。
 - 3) 提出方法
技術提案書等は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。
- 5 その他
 - (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 契約保証金
契約保証金を納付すること。ただし、利付国債若しくは広島市債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除

- する。
- (3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書兼参加資格確認申請書又は技術提案書等は、無効とする。
 - (4) 手続における交渉の有無
有
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 当該事業に直接関係する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無
無
 - (7) 技術提案書等についてのヒアリング及びプレゼンテーションを行う。ヒアリング及びプレゼンテーションの詳細は、募集要項による。
 - (8) 関連情報を入手するための照会窓口
記4(1)に同じ
 - (9) 詳細は募集要項による。

6 Summary

- (1) Contract details: Soccer stadium design and construction
- (2) Project period: From the start of the contract through July 31, 2024
- (3) Project venue: Moto-machi, Naka-ku, Hiroshima City
- (4) Application submission deadline: 4:00 pm, Wednesday, November 4, 2020
- (5) Technical proposal and quotation submission deadline: 4:00 pm, Tuesday, February 16, 2021
- (6) Contact information:
Stadium Construction Department, Urban Development Bureau
The City of Hiroshima
6-34 Kokutaiji-machi 1-chome, Naka-ku
Hiroshima City 730-8586 Japan
Tel: 082-504-2862